

9

月

町民カレンダー

役場 湯浅町役場

ス ポ 湯浅スポーツセンター

えき蔵 湯浅えき蔵

ふる ふるさと振興課(旧図書館)

総セ 総合センター

有衛 有田衛生施設事務組合

月	火	水	木	金
ダンボール (※1)	本・雑紙 牛乳パック (※2)	古着 (※3)	ペットボトル (※3)	新聞 (※2)

※1：まとめてしばって出してください。※2：透明または半透明の袋に入れるかしばって出してください。
 ※3：透明または半透明の袋に入れて出してください。

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3 集団健診 総セ	4 消費者相談 ふる 13時～16時	5 消費者相談 ふる 13時～16時	6 カン類収集日	7	8 マイナンバーカード 出張申請 えき蔵 14時～16時 ※要予約	9
10 マイナンバーカード 休日交付 役場 9時～12時 ※要予約	11 消費者相談 ふる 13時～16時	12 消費者相談 ふる 13時～16時	13 ピン類収集日	14	15	16
17	18 消費者相談 ふる 13時～16時	19 消費者相談 ふる 13時～16時	20 カン類収集日 ・行政相談 役場 13時30分～15時 ※総務課にて受付	21	22 マイナンバーカード 出張申請 総セ 14時～16時 ※要予約	23
24	25 消費者相談 ふる 13時～16時	26 消費者相談 ふる 13時～16時	27 ピン類収集日	28	29 敬老会 スポ 13時～ P9 参照	30
1	2 固定資産税・都市計画税 第3期 国民健康保険税 第3期 後期高齢者医療保険料 第3期 介護保険料第3期 納期限	3	4 カン類収集日	5	6	7

ルールとマナーを守ってごみを出しましょう

問 住民生活課環境係 ⑤番窓口 TEL 64-1102

最近ポイ捨てや、ルールやマナーの守られていないごみが多く見受けられます。ポイ捨てや不法投棄は処罰されることがありますので、絶対にしないでください。

ごみを正しく出して未来の地球を守りましょう。



このゴミは

- 氏名が書かれていません。
 - 町指定ゴミ袋に入っています。
 - 分別されています。
 - それぞれのごみの出し方に従い、再び決められた日に出してください。
 - 处理困難ゴミです。
 - 町では収集できません。
 - 各自で処理してください。
- 令和 年 月 日
湯浅町役場住民生活課
TEL 64-1102

[悪い例]

- ・湯浅町指定のごみ袋を使っていない。
- ・カンやビン、燃えるごみ、プラスチック等が混在していて分別できていない。
- ・指定された日時、場所に置かれていない。
- ・ごみ袋に氏名が記載されていない。
- ・収集時間以降にごみを出している。

分別されていないごみは収集しません。また、収集されていないごみには警告シールを貼りますので、再度分別を行い、収集日に出してください。